

令和 8 年台風第 2 5 号に係る災害救助法に基づく住宅の応急修理について

千葉市では、令和 8 年 8 月千葉豪雨による被災住宅の修理支援に引き続き、令和 8 年台風第 2 5 号により住宅が被災された世帯に対し、災害救助法に基づき、「住宅の応急修理」制度を実施しますので、お知らせします。

1 概要

令和 8 年台風第 2 5 号により、住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を実施することで、引き続き元の住宅で日常生活を営むことができるようにすることを目的に、市町村が業者に応急的な修理を依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。

2 対象者

市内の大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の被害を受けた世帯

※全壊の場合は、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象

※自ら修理業者に直接修理を依頼し、業者に支払ってしまったものは支援の対象となりません。

3 対象となる修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分

4 費用の限度額

- (1) 大規模半壊、中規模半壊または半壊の場合 7 5 7, 0 0 0 円以内
- (2) 準半壊の場合 3 6 7, 0 0 0 円以内

5 申し込み方法

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から申し込みを受け付けます。以下のいずれかの方法により申込書、罹災証明書（写し）、修理業者の見積書等をご提出ください。

(1) 窓口

都市局建築部住宅政策課（市役所本庁舎低層棟 4 階）

受付時間 9：00～17：00（当面の間、休日含む）

(2) 郵送

【送付先】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市都市局建築部住宅政策課

(3) 電子メール

【送付先】 jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

※申し込みに関する問い合わせ先

都市局建築部住宅政策課 電話 245-5853

6 市ホームページ

制度の詳細、申し込み方法等については、市ホームページをご覧ください。

【URL】 https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/r8gouusaigai_oukyuushuuri.html

